

定 款

株式会社 T B S ホールディングス

株式会社TBSホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社TBSホールディングスと称し、英文ではTBS HOLDINGS, INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理すると共に、これら会社等の事業活動の支援等を行うことを目的とする。

1. 放送法による放送事業
2. 放送番組の企画、製作及び販売
3. 劇場用映画の企画、製作、販売及び興行
4. 音楽、美術、演劇、芸能、科学、スポーツ等各種催物の企画、製作、販売及び興行
5. 映像、音声、文字等による各種ソフトの企画、製作、製造、複製、販売、賃貸及び輸出入並びにこれらソフトの放送・通信等情報サービスの提供、上映及び配給並びにこれらの仲介及び媒介
6. 放送・通信を利用した商品販売（電子商取引を含む）の企画並びにこれに関連した商品の販売及びその斡旋
7. 第 2 号乃至前号に掲げる事業の請負、受託及びコンサルタント業務
8. 出版物の企画、発行及び販売
9. 著作権、商品化権等の無体財産権の管理及び使用許諾業務
10. 放送・通信に関わる著作物及び標章等を複製使用した日用品、雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、ディスク及び飲食物等の販売
11. 電気通信事業
12. 放送機器及び情報通信機器の設計、製造、販売並びにこれら

に関連する技術指導

13. コンピュータに関するソフトウェアの開発及び販売
14. コンピュータによる情報処理並びに情報提供に関する業務
15. スポーツ施設、音楽、映画、演劇等の興行場、展示会場及び駐車場の経営
16. 放送・通信機器等各種動産のリース業
17. 不動産の賃貸及び管理業務
18. 労働者派遣事業
19. 放送用スタジオの賃貸及び保守管理
20. 放送施設、店舗、室内外装飾等の調査、設計、施工、保守及び管理に関する業務
21. 金融業
22. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関わる業務
23. 倉庫業
24. 貨物自動車運送業
25. 貨物運送取扱業
26. 自動車の保守、管理、運転代行及び運行手配の請負業
27. 飲食店等の経営
28. 衣料品、雑貨、印刷物、事務用品、楽器、貴金属製品、装身具、美術品を含む美術工芸品、家具、寝具、家庭用インテリア用品、ガラス製品、陶磁器製品、時計、光学機器、家庭用電気製品、情報伝達機器、乗用車、音響機器、映像機器、化粧品、化粧用具、医薬品、医薬部外品、医療用具、サプリメント、清涼飲料水、酒類、煙草、食料品、菓子類、理美容機器及び理化学機器の輸出入及び製造、販売、レンタル並びにリース
29. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したもの）の企画、開発並びに商品化権の取得、利用の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
30. スパ等のリラクゼーション施設の運営
31. フィットネスセンター等の運動施設の運営
32. ビューティーサロン（ヘアサロンを含む）及びエステティックサロンの経営
33. 医療施設の経営
34. 託児・保育施設の経営
35. 古物売買業
36. 放送・通信関連及び語学・美容等に関する教育事業の経営

37. 前各号に付帯関連する一切の業務

2 当社は、前項各号の事業又はそれらに付帯関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する毎日新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限)

第 8 条 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という）のうち第 1 号から第 3 号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第 4 号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が当社の議決権の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載又は記録することを拒むことができる。

1. 日本の国籍を有しない人
2. 外国政府又はその代表者
3. 外国の法人又は団体
4. 前 3 号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定

め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

- 第 11 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

- 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告書及び監査報告書に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権を行使するこ

とができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数及び選任)

第 19 条 当会社の取締役は、20名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。

2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(社外取締役との間の責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 28 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数及び選任)

第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 34 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(社外監査役との間の責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

(期末配当)

第 40 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という）をする。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 42 条 期末配当金及び中間配当金その他の配当財産には利息を付さず、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上

1951年 5月17日制定	1991年 6月27日變更
1951年11月27日變更	1994年 6月29日變更
1953年 5月25日變更	1997年 6月27日變更
1956年11月29日變更	1998年 6月26日變更
1959年 5月29日變更	2000年 6月29日變更
1959年11月28日變更	2001年 6月28日變更
1960年 5月28日變更	2002年 6月27日變更
1960年11月28日變更	2002年11月 1日變更
1962年11月29日變更	2003年 6月27日變更
1963年 5月30日變更	2004年 6月29日變更
1964年11月28日變更	2005年 6月29日變更
1968年11月29日變更	2006年 6月29日變更
1969年11月28日變更	2008年12月16日變更
1972年 5月30日變更	2009年 4月 1日變更
1975年 5月29日變更	2009年 6月26日變更
1982年 6月29日變更	2010年 1月 6日變更
1987年 6月26日變更	2011年 6月30日變更
1989年 6月29日變更	2020年 6月26日變更